

第33回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日（金）午前9時00分から午前10時53分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	奥村 喜美子	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席16番 鍋家 善幸 委員
議席17番 山川 芳範 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第148号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第149号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

○報告案件2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について

6) 協議・報告事項

○専門委員会活動報告

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長 西田 哲之

局長補佐 西田 輝彰

係長 菊地 芳樹

係長 澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員及び、遅参、早退の届出は、ございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席16番鍋家善幸委員と議席17番山川芳範委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第147号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号1について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 3条調書、整理番号1番から説明します。
調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は、遠方に居住をされており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請をされました。
現場は、防草シートで保全管理をされていますが、譲受人は地域で手広く耕作を行う認定農業者であり、居所にほど近い当該地で茶の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
事務局の説明は以上でございます。

議長 3条調書、整理番号1については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番、中本です。整理番号1番、北土山につきまして、3月6日、推進委員の大森さんと共に、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明のとおりです。譲受人は認定農業者であり、営農体制も整っており、適切に管理されるものと判断いたしました。以上のことから、本件につきましては、許可して差し支えないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号17大森推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号17番大森です。ただいま中本委員と事務局より説明のあったとおりです。特に補足事項はありません。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号1について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号1については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号2について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番について説明します。

参考図は3ページから4ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、これまでから当該農地を耕作してきた認定農業者であり、居所にほど近い当該地で、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号2については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。整理番号2番、野上野につきまして、2月24日、推進委員の箭田さんとともに現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人はこれまでも、当該農地を耕作してきた認定農業者であり、今後も適切に管理されるものと判断いたしました。以上のことから、

本件につきましては、許可して差し支えないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号18番、箭田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号18番箭田です。ただいま、事務局及び中本農業委員さんより詳しく説明のあったとおりであります。補足説明はありません。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号2について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号3について審議いたします。事務局の説明を求めます。なお、議席3番 緩利委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

事 務 局 整理番号3番について説明します。

参考図は5ページから6ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲受人は相続により農地取得したものの、他所に居住しており、将来に向けて農地の管理が行えないことから、農地処分を検討していたところ、近隣地で農業を営む譲受人と所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農地の規模拡大を図る現職の農業委員であり、当該地で、果樹の栽培を行う予定です。また、現地には既設の農業用倉庫があり、近隣地で農業を営む譲受人にとって、農機具の収納庫として利便性が高く、引き続き農業用施設として利用されることから、特段の支障はありません。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

- 議 長 3条調書、整理番号3については、議席番号10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。3番の3号調書について、令和8年3月1日、緩利推進委員、譲受人立ち合いのもと、3名で現地確認を行いました。先ほどの事務局の繰り返しとなりますが、譲受人は隣接地で耕作されており、当該農地は農機具の収納や作業動線の確保において、利便性が高い場所にあります。一方、譲渡人は相続により取得したものの、他所にお住まいで、将来適切な管理が困難であり、双方の協議を重ねた結果、譲受人が引き継ぐことが、地域農地の適正管理において望ましいと合意にいたりました。当該地には、以前より農機具倉庫が設置されており、譲受人はこれを引き続き、農業用施設として利用する計画です。また、残りの部分には果樹を植栽し適切に管理することで、農地の維持管理に支障はないと判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号24番、緩利推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号24番緩利です。この件において、奥村さんと哲治さんと私の3人で、細かく現地確認をいたしました。農地の側にあり、利用価値のあるものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号3について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可することに決定いたします。
それでは、緩利委員の着席を求めます。
- 議 長 緩利委員に報告いたします。ただいま審議いたしました、3条調書、整理番号3については許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号4について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号4番について説明します。
参考図は7ページから8ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなることから、子となる譲受人に承継、いわゆる生前贈与の手続きについて双方が合意し、申請されました。譲受人は、当該地で野菜の栽培を行うとともに、水利確保が難しい860-1と861では栗を栽培される予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議長 3条調書、整理番号4については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席10番奥村です。4番の3条調書について、先ほど事務局より詳しく説明いただいたとおりです。令和8年3月7日、安田推進委員、譲受人立ち会いのもと3名で現地確認を行いました。譲渡人の方はご高齢ですが、現在も元気に農作業を続けておられ、日頃より譲受人と親子で協力しながら野菜づくりや果樹の管理を行っておられます。今後も円滑に営農を継続し世代交代を進めていくために親子間での協議を重ねた結果、生前贈与により譲受人が農地を引き継ぐことが適正であるとの判断に至りました。譲受人は当該地で野菜を作り果樹栽培として適切に管理し、地域農地の維持に努める計画であり、農地としての機能維持に支障はないと判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 続いて、区域番号27安田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 代読します。区域番号27番安田です。3条調書、整理番号4番について、補足説明します。去る令和8年3月7日に、現地確認を行いました。譲渡人は高齢であり、将来の農地管理を見据えて譲受人となる子に贈与されるものです。申請地では季節野菜を栽培されるほか、水利の便が悪く通常の耕作が難しい箇所では、栗の栽培をされる旨伺いました。いずれにしても本件は、生前贈与の案件であるため、引き続き耕作される見込みであり、地域が進める農地利用最適化推進に何ら支障ありません。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号4について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、3条調書、整理番号5について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番について説明します。

調書は4ページ、参考図は9ページから10ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地及び建屋を取得したものの、自身が他所に居住していることもあり、建屋と併せて農地処分を検討していたところ、農地取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、建屋を取得し、距離がほど近い当該地にて、野菜の栽培を行う予定です。かねてから農地付き住宅を希望していたことから、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号5については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号5について、説明します。ただいま仲介業者である地元の建設業者さんから説明を詳細に受けて、令和8年3月9日に現地確認をしました。譲受人のほうを取得された住宅に隣接する農地で、長年、不耕作としてかなり草が生い茂っている場ではありますが、一生懸命にそこで耕作をするということでしたので、問題はないと思っています。現在は草等も生い茂っていますが、仲介の建設業者さんが耕作をしやすく均してあげようとも言っておりますので、特段問題はないと考えますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号32番利田です。3条調書、5番について、ただいま事務局ならびに福永委員から説明があったとおり、譲受人が耕作をすることによって、農地利用の最適化が推進されると思いますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号5について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号6について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号6番について説明します。
参考図は11ページから12ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、田舎暮らしができる農地を希望しており、居所からほど近い当該地で、野菜の栽培を行う予定です。農業経験はないものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を得ながら、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号6については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号6番について、去る令和8年2月27日に仲介の不動屋さんに詳細な説明を受け、現地の確認をしました。譲渡人は相続で得た土地ではありますが、高齢で管理が出来ないということで、手放したいということでした。譲受人は、この地で永住をして営農活動を頑張ってやりました。

いということでしたので、特に問題はないと認めますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号33上杉推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号33番上杉です。ただいまの整理番号6番について、事務局また福永農業委員からの詳細な説明がありました。そのとおりでございます。京都の譲受人の方なんです、ただいま不耕作地となっておりますが、畑等野菜に関してやりたいという気持ちがありまして、まずは家庭菜園ぐらいになるかもしれませんけれども、不耕作地が畑になるということで、大変良いことだと考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号6について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号7について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番について説明します。

参考図は13ページから14ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は高齢により、将来にわたり耕作継続が難しいことから農地処分について、譲受人に相談されたところ、これを快諾し、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所からほど近い当該地で、野菜の栽培を行う予定です。面積も狭小であり、親族の応援を受けながら、耕作される見込みであり、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

- 議 長 3条調書、整理番7については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いいたします。
- 担当農委 議席番号13番、黄瀬です。3条調書、整理番号7番について、事務局の説明のありましたとおり、譲受人と譲渡人はほとんど隣近所で近くの方でございまして、今後、譲受人が耕作をすることで合意をし喜んでいるところです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号40、福山推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読します。区域番号40番福山です。3条調書、整理番号7番について補足説明します。去る令和8年3月11日に現地確認を行いました。譲渡人は、高齢であり、これまでから申請地を耕作してきた譲受人に農地を渡すことで合意をされました。譲受人は、農地から住まいも近く引き続き適切に農地管理されるほか、農地面積も少ないことから、特段問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号7について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7については、許可することに決定いたします。
- 議 長 議案第147号については、以上であります。
続きまして、議案第148号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
- 議 長 4条調書、整理番号1については、5条調書、整理番号1と関連がございしますので、一括審議といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号1番及び議案149号整理番号1番について説明します。

調書は6ページ及び8ページ、参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。申請地の東側が申請者所有地のため4条申請地、西側及び南側が5条申請地となります。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請地を土砂置場にするための申請です。

計画によると、申請者は土山町を拠点に活動している茶農家であり、先代が茶畑整備の際に発生した土砂の置場として永らく利用されてきました。今回、申請地南側にある一団農地の農振除外手続きなど、所有地近隣が土地整理されることに伴い、本件も現状に合わせて整理をするために申請があったものです。よって、新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しません。なお、現況で幹線道路の道路高まで一部盛土が確認されたため、この点について、現行の盛土規制法の規制開始前行為のため、対象とはならないものの、今後新たに同内容の作業をする時には規制対象になることを申請人に指導したところでした。雨水排水については、自然地下浸透処理ですが、周囲は宅地及び不耕作地であり、宅地所有者には説明済みであること、またこれまでも特段の影響がなかったことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第4条第6項及び、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、整理番号1及び5条申請整理番号1のいずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長

4条調書、整理番号1及び5条調書、整理番号1については、議席4番曾我委員、説明をお願いします。

担当農委

議席番号4番曾我です。4条調書、整理番号1番ならびに5条調書、整理番号1番について、内容については事務局の説明のとおりです。令和8年3月9日に藤井推進委員と申請人と現地確認を行い、申請者本人から申請理由について聞き取りを行いました。申請人は、土山でも大規模な茶農家であり、申請地は、茶畑の改植整備のための土砂置き場として、利用されておりました。顛末案件ではありますが、今後、新たな改植整備作業を行った際には、盛土規正法の対象になることはお伝えいたしました。周囲の農地には影響はないと考えることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、区域番号19藤井推進委員、意見を申し上げます。

担当推委

区域番号19番藤井です。先日、曾我委員と申請者と3名で立ち合いをいたしました。顛末案件となっておりますけれども、土山町では広く農業をやっておられる方で、仕方のないことであるかなと思われました。これからも、農地の管理をやっていくということでしたので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、まず4条調書、整理番号1について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号1については、許可することに決定いたします。

議長 　続いて、5条調書、整理番号1について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号1については、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、4条調書、整理番号2については、次の整理番号3と関連がございますので、一括審議といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号2番及び整理番号3番について説明します。
参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画図は20ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を自己用駐車場にするための申請です。

　計画によると、子の成長等、家庭のライフスタイルの変化に伴い、既存駐車場では手狭となったため、新たに農地の一部を理由して、3台分の駐車場スペースを確保されるものです。農地の一部転用となるため、調書記載の面積はうち面積と表示しており、残地は引き続き農地利用されることを確認しています。

　造成工事は、盛土により道路高まで整備されるものの、周囲はコンクリート構造物で縁切りをされるため、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水については、自然地下浸透処理ですが、周囲が自己所有地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

　続きまして、整理番号3について説明します。

参考図は同様に18ページ、19ページ、土地利用計画図は20ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を専用住宅、物置、車庫敷地にするための申請です。

申請人は整理番号2と同一人であり、申請人の先代が住宅建築の際に、周辺農地を宅地や車庫など生活に必要な環境整備をしたもので、今回現況に合わせて土地整理するための申請です。よって、新たな造成工事はなく、土砂流出は見込まれないとともに、雨水排水は現況整備後、永らく周囲に影響がなく、また、自己所有地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、整理番号2及び整理番号3のいずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 4条調書、整理番号2及び4条調書、整理番号3については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席3番、緩利です。4条調書、2番、3番について、補足説明をさせていただきます。詳細は事務局の説明のとおりでして、今回、整理番号2番の駐車場のための申請を用意したところ、家の前の物置や入口の道も全部が顛末案件で、2番の自己駐車場の申請に現状に合わせて申請をさせていただこうということになりました。2月1日に推進委員の清水さんと現地を申請者の方の説明を聞かせていただきました。昭和55年頃にはなっておりましたので、これを今更農地に戻せと言うことも難しいですし、今後、この地で生活をさせていただくための駐車場という過程で仕方ないかなと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。ただいま事務局と緩利委員の説明のとおりであり、特に補足することはございません。両案件とも妥当な申請と考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、まず4条調書、整理番号2について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、4条調書、整理番号3について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第148号については、以上であります。
続きまして、議案第149号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 5条調書、整理番号1については、先ほど審議を終えております。
議案第149号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。
調書は9ページから10ページ、参考図は22ページから24ページまでです。
市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第5条の届出が2件であり、集合住宅を目的とするものです。
また、農地法施行規則第29条の届出が1件、こちらは、農業用倉庫として利用するための申請となっており、資料ご覧のとおりです。
事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問もないようですので、続きまして、報告案件2「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 資料は11ページです。
地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に新規1件の提出がありました。
提出された地域は、水口町植です。
詳細については、「地域計画 参考資料」のとおりです。
なお、今回の地域計画の報告済件数は110件です。
農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。
- 議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等がないようでしたら、報告案件は以上です。
これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。
- 議 長 続きまして、事務局報告事項について、順次、事務局からお願いします。
- 事 務 局 ○専門委員会活動報告
・意見書検討委員会
・広報編集委員会
・農地利用最適化推進委員の候補者について
○専門委員会活動（今後の開催予定）
○事務局報告事項
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告
・所有者不明地制度における不明所有者の探索
・経過と予定について
・絵本の読み聞かせに関する申し合わせ事項について
・市役所の開庁時間変更に伴う総会開始時間の変更について
- 議 長 報告事項は以上です。
- 議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。